

災害見舞金支給条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民が災害により被害を受けたときに、被災者又はその遺族に、見舞金又は弔慰金(以下「災害見舞金」という。)を支給し、市民の生活安定と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(災害の種類)</p> <p>第2条 災害の種類は、火災、風水害、地震等の自然災害とする。</p> <p>(支給額)</p> <p>第3条 災害見舞金の支給額は、次のとおりとする。ただし、ふじみ野市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年ふじみ野市条例第84号)第3条に規定する災害弔慰金又は同条例第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けたときは、支給しない。</p> <p>(1) 死亡 40万円</p> <p>(2) 負傷 4万円</p> <p>(3) 住居の全焼、全壊又は流失 1世帯当たり20万円</p> <p>(4) 住居の半焼又は半壊 1世帯当たり10万円</p> <p>(5) 住居の床上浸水 1世帯当たり7万円</p> <p>(受給資格及び要件)</p> <p>第4条 災害見舞金の受給資格は、災害発生時にふじみ野市の住民基本台帳に登録されたものでなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民が火災等により、災害を受けたときに、り災者又はその遺族に、災害見舞金又は弔慰金(以下「見舞金等」という。)を支給し、市民の生活安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(災害の種類)</p> <p>第2条 災害の種類は、火災、風水害及び地震とする。</p> <p>(支給額)</p> <p>第3条 見舞金等の支給額は、次のとおりとする。ただし、天災その他非常災害により災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けたとき、又はふじみ野市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年ふじみ野市条例第84号)第3条に規定する災害弔慰金若しくは第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けたときは、支給しない。</p> <p>(1) 死亡 400,000円</p> <p>(2) 負傷 40,000円</p> <p>(3) 建物の全壊(焼) 200,000円</p> <p>(4) 建物の半壊(焼) 100,000円</p> <p>(5) 住居の床上浸水 70,000円</p> <p>(受給資格及び要件)</p> <p>第4条 災害見舞金等の受給資格は、災害発生時にふじみ野市の住民基本台帳に登録されたものでなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

(届出及び支給)

第5条 第3条の規定による災害見舞金の支給を受けようとする者は、り災証明書又は医師の診断書を添えて、災害を受けた日から15日以内に市長に届け出なければならない。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

2 (略)

3 災害見舞金の支給は、前項の決定後速やかに行うものとする。

(支給の決定の取消し)

第6条 市長は、災害見舞金の支給額を決定した後において次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、これを取り消すことができる。

(1) 故意に支給の事由を生じせしめたとき。

(2) (略)

(災害見舞金の返還)

第7条 市長は、前条の規定により取り消した災害見舞金が、既に支給されていたときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(届出及び支給)

第5条 第3条の規定による見舞金の給付を受けようとする者は、り災証明書又は医師の診断書を添えて、災害を受けた日から15日以内に市長に届け出なければならない。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

2 (略)

3 見舞金の支給は、前項の決定後速やかに行うものとする。

(給付の決定の取消し)

第6条 市長は、見舞金等の支給額を決定した後において次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、これを取り消すことができる。

(1) 故意に給付の事由を生じせしめたとき。

(2) (略)

(見舞金の返還)

第7条 市長は、前条の規定により取り消した見舞金等が、既に支給されていたときは、その全額又はその一部を返還させることができる。